

障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

現在、障がい児・者に対しては、国、県及び市町村が一体となり、様々な施策を講じているところである。

特に、障がい児・者が地域で安心して生活するためには、地域における「生活の場」が必要である。こうした拠点づくりにあたっては、障がい児・者やその家族を中心に、サービス提供事業者、行政の連携のもと、ニーズに応じた適切なサービスが提供できる地域社会の実現を目指さなければならない。

そのためには、障がい児・者が、地域でいつまでも安心して生活できる場としてのグループホームの設立や、地域生活支援の推進のための地域生活支援拠点等の整備、在宅生活を支える基礎となる住宅改修等、様々な障がい児・者の状況や自らの意思に対応する必要がある。地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充、障がい児・者の安定した生活基盤の確保、地域で相互に連携した運営が図られるよう、国に対し、最大限の支援整備を要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

愛知県丹羽郡大口町議会

提出先

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	伊達 忠一
内閣総理大臣	安倍 晋三
財務大臣	麻生 太郎
総務大臣	石田 真敏
厚生労働大臣	根本 匠